

第十三回国会 農林委員会 議 録 第四十五号

昭和二十七年六月十二日(木曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事 遠藤 三郎君 理事 平野 三郎君

理事 小林 運美君 理事 井上 良二君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君

越智 茂君 小淵 光平君

坂田 英一君 坂本 實君

稲谷仙次郎君 原田 雪松君

坂口 主税君 高倉 定助君

石井 繁九君 竹村奈良一君

上林與市郎君

出席政府委員

農林事務官 小倉 武一君

(農政局長) 平川 守君

農林事務官 (農地局長) 守君

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総局民事局第一課長) 服部 高顯君

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

六月十二日

委員足鹿覺君辞任につき、その補欠として上林與市郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

農地法案(内閣提出第八四号)

農地法施行法案(内閣提出第八五号)

耕土培養法案(坂田英一君外二十三名提出、衆法第六二号)

○松浦委員長 これより農林委員会を開会いたします。

まず耕土培養法案を議題といたし、審査を進めます。質疑または意見のある方は発言を許します。竹村奈良一君。

○竹村委員 私はまず政府の方にお聞きしたいのですが、これで大体予算は幾らぐらいございませうか。それとも一つは、大体この法律が通過いたしましたならば、すぐにでも実施でき得るような予算が立つておるかどうか。おそらくこういう予想が立つておると思はれますが、立つておるとするならばその計画、具体的には各県に対する大体基礎的な調査等ができておるかどうか、できておるとするならばその概要をまず伺っておきたい。

○小倉政府委員 まず本事業に要します予算でございますが、本年度といたしましては、一億八千八百四十万計上いたしております。そのうち四千五百万円は調査の方の費用でございまして、残りが事業関係の費用でございまして、従いまして、この法律が通過いたしましたと、予算の関係といたしましてはただちに実施し得ることになっておるのでございます。

なお予算の関係以外に、調査のことについてもお尋ねでございますが、この耕土培養を要する土地、従来私どもは低位生産地と称しておりますが、そういう低位生産地につきましては、数年前からごくあらましの調査はいたしておりますので、大体どの辺に酸性土

壌の面積がどのくらいある。どの辺に秋落ち田がどのくらいあるということも、一応統計的に資料ができております。御配付いたしました資料に、その点は県別の面積も出ておるかと思はしますので、それでごらん置きをお願いしたいと思います。

○竹村委員 それから提案者にお伺いいたしますが、第三条の二号で、「その地域がおおむね密集する不良農地から成り、且つ、その地域の面積が農林大臣の定める面積以上であること。」という事になっておるわけでございますが、その農林大臣の定める面積以上というの、これは一体何町を基礎にされておるのか、これもひとつ伺っておきたいと思ひます。

○坂田(英)委員 農林大臣の定める面積は、大体五十町歩ぐらいを見当にしております。

○竹村委員 そういたしますと、それ以下に対してはこういう施策というものが全然除外されることになるのか、これに対して何かの対策が認められますか。

○坂田(英)委員 今のこの五十町歩というの、それだけに集約されておる所を予想するのであつて、しかしその中には酸性土壌でないもの、いわゆる秋落ち田にいたしまして、集約を意味するのであつて、実際の施行は、それ以下であつてもその範囲内において施行するということになると思ひます。

○竹村委員 農政局の方にお伺いいた

しますが、大体五十町歩と規定された場合に、今の答弁で聞いておりますと、それ以下の秋落ち田等が含まれておつてもと言われますが、どうも私はその点がはつきりしないと思ひます。というのは、今後この補助を受けて改良しようとする者の立場から考えますと、そういう説明だけでは、たとえばお前のところは五十町歩以上の集団でないからだめだというふうなことになるので、非常に困ります。農林大臣の定める区域を五十町歩以上とされたその基礎は一体どういうことですか。たとえば、日本全国の酸性土壌の土地の改良についてこの法律を適用しようとするやうとする場合に、五十町歩以上とされた箇所は何箇所であるか、あるいは十町歩以上と直した場合に何箇所になるか、あるいは二十町歩以上と直した場合に何箇所になるか、こういう点がわかつておつたならば、お知らせをお願いしたい。

○小倉政府委員 ただいま坂田さんの方からお答えになりましたのは、五十町歩ということになっておりますが、五十町歩というのはこれまでの調査が、大体二十五町歩くらいに一点ずつ選んで土壌の性質を調べておるのであります。そこで大体二点くらいがないと、ここは不良土地帯であるというふうには必ずしも言にくいのではないかというところで、一応地域の指定は五十町歩程度ということで押えておるのであ

ります。従来この調査によりまして、集団的に五町以下の団地は、二町から五町は幾ら、あるいは十町から五十町は幾ら、五十町以上で幾らといったような資料はございません。ただこれは一応便宜的に、あらかじめどういう範囲で仕事を進めて行くのだということではないれば、仕事やりにくいので、一応五十町歩というのを前提にして、そこを大まかに押えまして、実際に仕事をやって行きます場合は、大体町村に五町歩くらいと考へているものでありまして、五町歩くらいの不良土壌地帯がございませうれば、そこはこの法律の対象として事業を助成して参りたい、かように考へております。

○竹村委員 もう一つ承つておきたいのは、大体今年の予算は一億八千八百万円である。そのうち事務費を四千五百万円引きますと大体一億四千四百万金ですが、これで一体完成させると考へておられるのか。完成されないと私は思ふのです。そういたしますと、この法律が成立いたしましたならば、次の補正予算あるいはその次の補正予算等に組まれる考へがあるのか。増額される考へがあるのか。そうしないとこれは大体中途半端になつて、選挙が落ちたらやめてしまふということになります。選挙運動法案という事になりますと、農民の期待が大きくなはずなものです、この点はつきり聞いておきたい。

○小倉政府委員 御趣旨のように、今申し上げました予算のみでは十分な効

果は期待できません。今年度の事業から申しますと、これは非常にわずかなんであります。今後大抵私どもも考えておりますのは、七箇年計画でもって酸性土壌、秋落ち田といったようなものにつぎまして、今技術的にこうやれば簡単に改良できるといつたことがわかつている面積をつかまえて、それを七箇年で実施して参りたい、かように考えております。先ほど申し上げました数字は、その第一年度の事業計画である、こういうふうにお考え願いたいと思うのです。

○松浦委員長 他に御発言はございませんか。――別に御発言もなければ討論の通告もございません。これより討論を省略して、ただちに採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○松浦委員長 他に御発言はございませんか。――別に御発言もなければ討論の通告もございません。これより討論を省略して、ただちに採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○松浦委員長 他に御発言はございませんか。――別に御発言もなければ討論の通告もございません。これより討論を省略して、ただちに採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○松浦委員長 他に御発言はございませんか。――別に御発言もなければ討論の通告もございません。これより討論を省略して、ただちに採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○松浦委員長 他に御発言はございませんか。――別に御発言もなければ討論の通告もございません。これより討論を省略して、ただちに採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○松浦委員長 他に御発言はございませんか。――別に御発言もなければ討論の通告もございません。これより討論を省略して、ただちに採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○松浦委員長 他に御発言はございませんか。――別に御発言もなければ討論の通告もございません。これより討論を省略して、ただちに採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○松浦委員長 他に御発言はございませんか。――別に御発言もなければ討論の通告もございません。これより討論を省略して、ただちに採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○松浦委員長 他に御発言はございませんか。――別に御発言もなければ討論の通告もございません。これより討論を省略して、ただちに採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

し、前会に引続き質疑を行います。なお本案に關して最高裁判所より発言の要求がありましたときは、随時委員長において許可したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○松浦委員長 御異議なしと認めまして、さようとりはからいます。石井繁丸君。

○石井委員 最高裁判所に、この法案の実施にあたりましていろいろと關係がある、その方面につきまして二、三御質問したいと思つてあります。

御承知の通り、昔は小作問題と言いますと、裁判所におきましても非常に大きな問題でありまして、新潟とか秋田とか、こういう小作問題の多い県におきましては、小作担任の判事、こういう方々がありまして、県の小作官と連繫をとつて処置をいたしたのであります。終戦後におきましては農地開放がありまして、大体昔の小作問題というふうな形は消えて、非常に小作争議というふうな形はなくなつたのであります。しかしながらやはり小作調停關係の事件を相当に取扱われておられるところの小作調停關係、あるいは小作訴訟關係等はどのような状態になつてゐるか、経過をお尋ねしたいと思つてあります。

○農部最高裁判所説明員 お答えを申し上げます。

小作調停法は御承知の通り大正十三年の十二月一日から施行と相なりまして、その後逐年事件が増加いたしました。過去におきまして一番小作調停事件の受事件の多いございました年は昭和十

一年の七千四百六十九件という件数が出ております。ところがその後小作調停事件は漸次減少して参りまして、終戦前年、昭和十九年に参りましては千五百五十六件という状態に相なつておりました。その後昭和二十一年になりまして、これは農地改革の要綱が発表になつた關係も影響してゐるかと思われますが一躍増加いたしました。七千五百六十件、大体におきまして昭和十一年の件数よりもやや多いというふうな、多数の小作調停事件の申立てを見たのでございます。しかしその後事件はずつと減少いたしまして、昭和二十六年におきましては、小作調停事件の新受事件は一千五百四十四件という状態になつております。大体昭和二十五年、二十六年のころを見ますと、年間千二百件前後が新しい事件として小作調停の申立てがあるということになつてゐるのでございます。

個々の具体的な事件の内容につきましては、必ずしも全部について調査をすることができませんので、具体的にわがかりかねるのでございますが、昭和二十一年當時には、今申しましたような關係から農地の引上げ等に関連した事件が相当にあつたのではないかと推察できるのであります。その後は結局農地改革の進行につれて事件がずつと減少した。裁判所から見ますと、小作農地についての紛争は非常に減つて来たといふことになるのでございます。

それから今お尋ねのありました小作調停主任というふうな問題でございますが、裁判所といたしましては、昔の小作調停の申立て、現在では昨年の十月一日から民事調停法が施行になりました。

して、農事調停と呼んでおりますが、この種の事件の処理にあたりまして、争ひの適正妥當な解決あるいは当事者の権利の適正な保護といふことにつきまして、十分考慮をすることが必要です。もとより当然のことでございますが、しかし同時に農地政策とかあるいは農業政策というふうな点も十分考へて、事件を処理するように努めてゐるわけでございます。そこで小作調停主任という問題でございますが、現在の民事調停法第七条によりまして、裁判所は裁判官の中から調停主任を指定するといふふうに規定が設けられております。

ので、以前と同様裁判所におきましては、現在におきましてもこの民事調停法第七条の趣旨にのっとりまして、毎年あらかじめ農事調停主任の裁判官を規定いたしております。その裁判官をして農事調停事件の処理に當らせておる状況でございます。なおそのほか、この種の事件は裁判所といたしましては、特殊な知識経験を必要とする事件でございます。同時にまた民事調停法第二十七条、二十八条等の規定によりまして、裁判所は調停をしようとするときには、小作官または小作主の意見を必ず聞かなければならぬ、あるいは小作官または小作主が小作調停の期日出席して、調停委員会に対して意見を述べることができるといふふうになつております。これらの規定の趣旨に従ひまして、さらに別に裁判所規則を昨年の十月一日から設けまして、小作官あるいは小作主以外に、さらに農業委員会から必要に応じて農事調停事件に關する紛争の経過とか、あるいは意見を聴取することにいたしております。なおこの上に今申

しましたような小作官あるいは小作主事との連絡を密にする必要がございますので、現在裁判所におきましては、毎年各農地事務局の管内別に、農事調停主任裁判官と小作官あるいは小作主事との協議会を開催いたしております。そのほか、あるいは各地方裁判所と、その当該府県の小作主事と協議会をいたしておる例も相当にあるようにございますが、さような方法で十分に緊密な連絡をとつて、事件処理について誤りのないよう処理いたしておるつもりでございます。

○石井委員 裁判所におきましては、農地開放が終つても、従前と同じようにに注意深い対策を立てておられる点非常に安心いたしております。御承知の通り、小作地もまだ六十万町歩ばかり残つておりますが、最近の風潮としまして、土地の所有者としましては、土地の返還を求めようという傾向が多くなつてゐると思つてあります。これに對して小作人組合とか農民組合も、農地開放が一段落したので、耕作者の立場に立つて活動する場面が非常に衰えておる。こういうことになりまして、どうしても裁判所におきましての調停等によつて十分適切な処置を講じてもらわないと、耕作者の方が負けようという形になるのではないかと思つてあります。この点最高裁判所として十分に御研究願ひたい。特に農地開放におきまして少し考慮を払ひまして、地主の人々にも、耕作面積の多い小作者から土地をさいて、地主の人につくらせるようにする。また土地をとられると困難になる人には、極力土地開放をいたすようにいたしまして、その調整よろしきを得ておる所では、ほとんど保有

して、農事調停と呼んでおりますが、この種の事件の処理にあたりまして、争ひの適正妥當な解決あるいは当事者の権利の適正な保護といふことにつきまして、十分考慮をすることが必要です。もとより当然のことでございますが、しかし同時に農地政策とかあるいは農業政策というふうな点も十分考へて、事件を処理するように努めてゐるわけでございます。そこで小作調停主任という問題でございますが、現在の民事調停法第七条によりまして、裁判所は裁判官の中から調停主任を指定するといふふうに規定が設けられております。

ので、以前と同様裁判所におきましては、現在におきましてもこの民事調停法第七条の趣旨にのっとりまして、毎年あらかじめ農事調停主任の裁判官を規定いたしております。その裁判官をして農事調停事件の処理に當らせておる状況でございます。なおそのほか、この種の事件は裁判所といたしましては、特殊な知識経験を必要とする事件でございます。同時にまた民事調停法第二十七条、二十八条等の規定によりまして、裁判所は調停をしようとするときには、小作官または小作主の意見を必ず聞かなければならぬ、あるいは小作官または小作主が小作調停の期日出席して、調停委員会に対して意見を述べることができるといふふうになつております。これらの規定の趣旨に従ひまして、さらに別に裁判所規則を昨年の十月一日から設けまして、小作官あるいは小作主以外に、さらに農業委員会から必要に応じて農事調停事件に關する紛争の経過とか、あるいは意見を聴取することにいたしております。なおこの上に今申

して、農事調停と呼んでおりますが、この種の事件の処理にあたりまして、争ひの適正妥當な解決あるいは当事者の権利の適正な保護といふことにつきまして、十分考慮をすることが必要です。もとより当然のことでございますが、しかし同時に農地政策とかあるいは農業政策というふうな点も十分考へて、事件を処理するように努めてゐるわけでございます。そこで小作調停主任という問題でございますが、現在の民事調停法第七条によりまして、裁判所は裁判官の中から調停主任を指定するといふふうに規定が設けられております。

ので、以前と同様裁判所におきましては、現在におきましてもこの民事調停法第七条の趣旨にのっとりまして、毎年あらかじめ農事調停主任の裁判官を規定いたしております。その裁判官をして農事調停事件の処理に當らせておる状況でございます。なおそのほか、この種の事件は裁判所といたしましては、特殊な知識経験を必要とする事件でございます。同時にまた民事調停法第二十七条、二十八条等の規定によりまして、裁判所は調停をしようとするときには、小作官または小作主の意見を必ず聞かなければならぬ、あるいは小作官または小作主が小作調停の期日出席して、調停委員会に対して意見を述べることができるといふふうになつております。これらの規定の趣旨に従ひまして、さらに別に裁判所規則を昨年の十月一日から設けまして、小作官あるいは小作主以外に、さらに農業委員会から必要に応じて農事調停事件に關する紛争の経過とか、あるいは意見を聴取することにいたしております。なおこの上に今申

して、農事調停と呼んでおりますが、この種の事件の処理にあたりまして、争ひの適正妥當な解決あるいは当事者の権利の適正な保護といふことにつきまして、十分考慮をすることが必要です。もとより当然のことでございますが、しかし同時に農地政策とかあるいは農業政策というふうな点も十分考へて、事件を処理するように努めてゐるわけでございます。そこで小作調停主任という問題でございますが、現在の民事調停法第七条によりまして、裁判所は裁判官の中から調停主任を指定するといふふうに規定が設けられております。

ので、以前と同様裁判所におきましては、現在におきましてもこの民事調停法第七条の趣旨にのっとりまして、毎年あらかじめ農事調停主任の裁判官を規定いたしております。その裁判官をして農事調停事件の処理に當らせておる状況でございます。なおそのほか、この種の事件は裁判所といたしましては、特殊な知識経験を必要とする事件でございます。同時にまた民事調停法第二十七条、二十八条等の規定によりまして、裁判所は調停をしようとするときには、小作官または小作主の意見を必ず聞かなければならぬ、あるいは小作官または小作主が小作調停の期日出席して、調停委員会に対して意見を述べることができるといふふうになつております。これらの規定の趣旨に従ひまして、さらに別に裁判所規則を昨年の十月一日から設けまして、小作官あるいは小作主以外に、さらに農業委員会から必要に応じて農事調停事件に關する紛争の経過とか、あるいは意見を聴取することにいたしております。なおこの上に今申

して、農事調停と呼んでおりますが、この種の事件の処理にあたりまして、争ひの適正妥當な解決あるいは当事者の権利の適正な保護といふことにつきまして、十分考慮をすることが必要です。もとより当然のことでございますが、しかし同時に農地政策とかあるいは農業政策というふうな点も十分考へて、事件を処理するように努めてゐるわけでございます。そこで小作調停主任という問題でございますが、現在の民事調停法第七条によりまして、裁判所は裁判官の中から調停主任を指定するといふふうに規定が設けられております。

地は残つておられない。ところがいろいろと土地柄におきまして、土地を買いなというふうな運動等によりまして、土地を買い遅れた所があつたり、あるいはまた非常に有利な小作条件でいながら、自分の土地を譲つて他の小さな小作人のめんどろを見るというふうな機運のなかつた所におきましては、非常に不合理な、不均衡な農地開放があつた。地主の方でも非常に土地を広げなければ農業経営が困難になるという立場におきましては、一反なり二反なりその小作地をとられると、農家として転落をするという状態が今後に現われる小作事件ではなからうかと思われぬのであります。こんなようなわけでありますから、ただいまのような処置を十分注意深くやつていただきまして、裁判所の権威ある御調停を願ひたいと思つておられます。

なお一点、民事調停法になりました。調停委員が総括的に任命をせられて参るのではありませんが、昔は調停委員も小作調停等につきましては、よく小作問題になれた調停委員が各県下にありまして、裁判所ごとに配置せられておつたのであります。ところが終戦後からは小作問題等について関心が薄らいだ關係上、またその事件等が少し遠のいた關係上、調停委員の任用等がいろいろとかわつて来ておるのであるかと思ひます。前の民事調停委員というふうな形になつておるようでありまして、これに対して最高裁判所としてはどんな指導をされておるか、承りたいと思ひます。

○服部最高裁判所説明員 たいだいま仰せになりました通り調停委員——この

場合は農地調停委員ということになるわけでございますが、この調停委員は非常に重要な職務を持つております。關係上、裁判所といたしましては、従来から調停委員の選任につきましては慎重を期して参つたのでございまして、特に農業委員の制度がございまして、これらを相当数委員に加える等いろいろ考慮を払つて参つたのでございまして、その上昨年十月一日に民事調停法の制定になりまして、従来の小作調停の範圍が従来よりもやや広められました。御承知の農事調停という制度になつたわけでございます。かような制度がございまして、従来から心掛けて参りました調停委員に適切な人材を得るという目的を一層完全に達成できるようにと考へまして、最高裁判所規則で昨年十月一日に調停委員規則というものを設けたのでござい

ます。この調停委員規則では、結局調停委員の選任の基準とか、監督の方法等を定めまして、従来以上に有能な適格者を調停委員にするよう調停委員の厳選に努めておるのであります。現在農事調停事件についての調停委員を選任するためには、必ずその当該地方裁判所の所在地を管轄したております。都道府県知事の意見を聞くということにしておりまして、大体におきまして、都道府県知事の推薦のあつた者をさらに裁判所で調停委員としての必要な徳性、たとへていいますと、廉直とか、公正さという点につきましても、さらに十分調査をいたした上で選任して行くという状況でござい

ます。なおつけ加えて申し上げますと、昭和二十七年二月一日現在におきま

る全国の農事調停委員の数は六千九百二十人でございます。そのうち婦人調停委員が四十五名ございます。なおたいだいま申し上げました委員の中には、相当多数の農業委員を含んでおるわけでございます。

○石井委員 知事の意見等を聞きますと、おそらく農地部長等がいろいろと適任者を推薦するということになるかと思ひますが、なお今後はさきに申したように、土地問題についていろいろと深刻な場面が出ようと思つておるべきであります。各農民委員会とかあるいは土地等に關連する農業団体の意見等も聞き、いろいろと相談を願つて、そして非常に弱体化されたところの耕作者の立場を保護するようにとりはからつていただきたいと思つておるべきです。この点特に裁判所で今後選任にあたりましては、お考えがあるかどうか、承つておきたいと思ひます。

○服部最高裁判所説明員 たいだいまお話がございました通り、農事調停事件の処理、あるいは農事調停委員の選任につきましては、なお一層十分に考慮をいたしまして、適切な事件の処理、あるいは調停委員の適切な人材の獲得というふうな点に、十分考慮いたすつもりでございます。

りて土地を離すというふうな形になるかと思つておるべきです。農地競売にあたりまして、競落人というのがある資格条件を備えておらなければならぬのであります。この点につきまして最高裁判所としては、その土地の競落人についてどういふふうな資格を要求し、どういふふうにして土地がとれるかどうかについて、適正な処理をなしておるかどうか伺いたいと思ひます。

○服部最高裁判所説明員 農地の競売の問題でございますが、この問題につきましては、昭和二十五年十月に静岡の地方裁判所長から照会がございまして、当時最高裁判所の事務総局におきましていろいろ研究いたしました。ほかに、農林省の当局とも連絡いたしました。大体次のような手続で事件を進捗することとしてはどうかというので、その趣旨の回答を當時発したのでござい

ます。その手続と申しますのは、農地の競売につきましては、その競落人が農業耕作者として適当なものであることが必要とされたと考えられます。關係上、裁判所は競売の開始決定をいたします。同時に、都道府県知事の競買適格証明書を持つておる者に限つて競買の申出を許すというのを農地の売却条件の特別な一つとしてつけ加えることにする。ただいまの条件をつけることは、民事訴訟法の六百六十二条の二の規定によつて裁判所は必要があると認めるときは適当な売却条件をつけることができることになつております。で、この規定を適用いたしまして、都道府県知事の競買適格証明書を有する者に限つて競買を許すということを売却条件の一つとする。従いまして、競

買希望者はその競買の申出をいたします前に都道府県知事に競買適格証明書を提出いたしました。その証明書をもち、そしてその証明をもつた者を競落申出人にいたしました。その適格証明書を有する者のうちの最高の競買価額を申し出た者を最高価額競買人に定める。そしてその最高価額競買人が競落期日において決定いたされるわけでありまして、その決定いたしました最高価額競買人は都道府県知事に最高価額競買人になつたという調書の提出をいたしました。現在の農地調整法四

条の許可をもち、そしてその許可書をもつて、その許可書があつた場合に裁判所は競落許可決定をするという手続にいたしました。調整法四條との關係の調整をはかることにしてはどうかということ、その趣旨の回答を出してあるのであります。なお當時その回答を全国の裁判所に通知いたしましたので、はつきりしたことはわかりませんが、大体全国ともこの通知の趣旨に従つて事件を処理いたしているのではないかと存じます。

○石井委員 許可を得て競買の方の申出をする場合におきまして、實際問題として、許可を得て競落の土地を買いたいという立場に立つた人が相当に出て来ているかどうか、あるいは大体一人か二人の人が許可を得てそういうふうな申立をしていられるかどうか。その点を最高裁判所、また農地局等においてもおわかりでしたら、お尋ねしておきたいと思つておられます。

○服部最高裁判所説明員 お尋ねでございますが、実はその点につきましてははつきりした統計的な数字がわかつておらないのでござい

の不動産強制競売事件は一箇年千五百件前後でないかと思われのでござい
ますが、その中には建物の競売もござ
いますし、土地の競売もございま
すし、なお今お話になりました農地の競
売も含まれていることと存ぜられるの
でございしますが、そのうちの種類の
土地が何件あるかというところは、必ず
しも明確にいたしておりませんので、
はつきり申し上げかねる状況でござい
ます。ただ二、三の裁判所につきまし
て調査いたしました結果では、農地の
競売事件は非常に少ない。その上に競売
開始決定がかりにございまして、競
落許可決定という最終の段階まで行く
事件は非常に少ないこととございま
して、今お尋ねのございました何人
くらい証明書をもらつて競売に参加す
る者があるかという点につきまして
は、はつきりしたことがわからない状
況でございします。

○石井委員 裁判所では土地の競売価
額をどういう点できめておるか。土地
の価額として、一般の基準として
は各地で固定資産の評価基準があり
まして、この評価基準で土地の最低競
売価額をきめておるか、それともい
ゆる鑑定人に命じまして、そして実
際の民間における取引を基準としてき
めておるかどうか、また今後はきめ
ようとするかどうか、お尋ねしたいと
思います。御承知の通り、今までは一
応の土地の最高価額というものがあつ
たのでありますが、今後それがなくな
りますと、田畑等におきましては、固
定資産の評価基準価額よりは実際の取
引価額は高まつて来ようかと思うので
あります。そこで不動産競売等につき
まして、どれくらいどの価額をもつてそ

の最低価額とするかということがいろ
いろ影響があるかと思うのであり
ますが、どの辺で最低価額を定める
か。つまり土地の価額の統制がとられ
た意味において、今後におきましては
どのくらい鑑定価額をきめて行く
か、これらの点についての最高裁判所
の指示方針等はどうかについて、承
りたいと思ひます。

○服部最高裁判所説明員 競売の場合
におきまして最低競売価額の決定のお
尋ねでございしますが、具体的にはた
だいま申し上げましたような事情で承知
いたしておらないのでございします。民
事訴訟法第六百五十五条の規定がござ
いまして、この規定によりまして最低
競売価額を決定いたしました上で競売
事件を進行するというに法律で定
められておりますので、結局たゞいま
申し上げました六百五十五条の規定に
よりまして、鑑定人をして不動産の土
地の評価をさせる。そしてその評価価
額を最低競売価額と決定して、その前
提の上で競売を進行するということにな
らうかと存じます。ただ具体的に
は、裁判所の定めます鑑定人が最低競
売価額の決定をいたしますにつきまし
て、あるいは今お話にございました固
定資産税の評価価額というものを、あ
る程度の参考にしたすというようにな
るとはあるかもしれないのでございま
すが、大体この規定によつてまかなつて
行くということにならうかと存じま
す。

○石井委員 われ／＼として、また裁
判所ももちろんであらうと思ひます
が、農民が土地をなくすということは
非常に困ることでありまして、現在の
農耕地の実情からしまして、一反歩と

いへども耕地を減らしていいというよ
うな耕作面積の広い農家はほとんどな
い。二町も持つておれば大農家のうち
に入るというような実情なんです。そ
ういうふうな土地で転落農家も多い。
こういうときにおきまして、借金の
たて土地を競売等によつてなくすとい
うふうなことは、農村としましてはな
はだゆゆしい問題でございします。そ
こで今度の農地法におきまして、はな
はだ条文があいまいで、読んだだけで
は見当がつかないわけでありまして、
その第十六条におきまして、政府とし
ましては、農地を抵当に入れたり、あ
るいはまた借金のかたで競売されると
いうようなことはなるべくなくした
い。できるならば第十六条の規定に基
いて、農家がなか／＼低金利の金融の
道が得られない場合には、政府が一反
歩八千四なり一万円で、大体八億ば
かりの金を貸して、売渡し担保の形にお
いて一応土地を預かつておつて、それ
を逐次返済して、またもどす、こうい
うふうにはかられたいというわけで、
第十六条の規定が設けられて来ておる
わけでありまして、実際問題として農村
としましては、今後農民が高金利等に
よる抵当権執行によつて、あるいは競
売によつて土地がなくなるということ
はなほだ好ましからざる傾向であり
ますので、裁判所としましては、これ
は積極的にならうかというところは裁
判所の立場上困難であらうかと思ひま
すが、第十六条の規定によりまして、農
地を競売するといふような目に農民が
あわなないで、国家の金を低金利で借
りて、非常に困つた場合はこれによつて
処置をする、こういうふうな法律がで
きているわけでありまして、農地が

競売になり、そして農民が土地をなく
すといふことは、今後の社会不安を醸
成する非常に大きな原因にもなるうか
と思われましますので、こういう法律の
できている点を十分ごしんじやく、御研
究くださいまして、競売や何かによつ
て、土地のブローカーあるいはまたい
ろいろな形によつて力のある者が土地
を兼併収奪するやうなことがないよう
に、大所高所より御対策をお願いして
おきたいと思ひわけでありまして、こ
れは調停の方面の主任とし、民事の第一
課長でありますから、局長あるいは最
高裁判所の各位と御協議の上、十分に
対策を御研究願ひたいということを最
後にお願ひして、質問を終りたいと思
ひます。

○服部最高裁判所説明員 ただいまお
話のございました調停事件の適切な処
理あるいは農地の競売事件の適切な処
理等につきましては、なお具体的に適
当な方法を検討いたしまして、十分事
件の処理に誤りのないようになした
いと存じます。

○竹村委員 私は一点だけ聞いておき
たいのですが、最近警察予備隊あるい
は軍事基地等のために、各地において
農地が非常につぶされている現状であ
るのであります。たとえば農林省のい
うところによりますと、警察予備隊と
してはすでに一万五千町歩の土地が
つぶされている。これに対して、今まで
農地関係法令によつて取上げたもの
は、一件か二件しかありません。それ以外
はみな農民より無許可でとつておるとい
うことが明らかにされておるわけでご
ざいます。そこで私の伺つておきた
いは、こういう問題をめぐりまして、
小作人、従来はいわゆる直接耕作

をしておる農民から、この農地の問題
について調停申立て等が全国において
行われたかどうか。もし行われたとす
るならば、それに対してどういふよう
な態度をとつておられるのか。それか
らまた全然そういう申立てがなかつた
といひましたならば、おそらく今後
において、もしいわゆる警察予備隊の
演習地等において無断で取上げられて
おるといふ場合に、その耕作者からそ
れに対する調停申立てがあつた場合に
おきましては、あなたの方ではこの調
停申立て期間中はそういう演習等に使
用を許可しない。少くとも農地を現状
のままとして耕作者に耕作させつつ調
停を行おうとされるかどうか。この点
について伺つておきたい。

○服部最高裁判所説明員 今御質問の
ございました点につきましては、具体
的な個々の事件がどういふふうになつ
ておるかという点につきまして、一つ
一つにつきまして十分に調査いたして
おりませんので、はたしてどのような
事件が現在起つておりますかどうか、
あるいは過去にありましたかどうかと
いう点につきまして、十分に承知いた
しておらない状況でございします。な
おさうな事件が調停事件としてもし持
ち出されましたときに、どういふ方
法で事件を処理するかというところは、結
局当該調停主任裁判官あるいは調停委
員でもつて組織されます調停委員会
で、十分に法律の規定、その他適当に
具体的な事案についての事情というよ
うなもの考慮いたしまして、決定す
るほかはないと思ひます。

○竹村委員 そこで問題になりますの
は、たとえばこの警察予備隊の演習地
あるいは軍事基地等につきましては、

大体つくつてゐる耕作者は反對してゐるわけであります。ところがいわゆる土地の有力者と言うのか、何と言いますか、こういうものを誘致することに、よつて、農民以外の人が、利益を得るといふ考えに立つ人が、大体誘致運動をやつてゐる。そうなりますと、私の一番心配いたしましたのは、先ほど石井委員からも御質問がありました、ほんとうに農民の側に立つた、勤労者階級の側に立つた正しい調停委員がおられますとするならば、おそらくこの調停に当りましては、この農地をつぶすといふこと、あるいは問題が解決するまでは農耕地としてその農民に耕作を進めさせるという方策をとられると思ひますけれども、それ以外の考えを持つてゐる人々が多かつた場合においては、そういう有力者の誘致運動に押されて、そういういふゆる今までの法律的な根拠から言つても、どうしても取上ぐべき何がないにもかかわらず、そういう農地を取上げるような調停をされるという心配がされるので、私はあえてこの質問をしておるわけであります。そこで私の考えを申し上げますならば、たとえば勤労農民から、直接土地を取上げられる人から申立てのあつた場合は、少くともその問題の解決、本人の納得するまでは、従来各地でありますたとく、その申立てのあつた農民が、調停が完了するまでは耕作を続けて行き得るという措置をとられるのがほんとうではないか。従つてそういう措置をとられるように措置される考へはないか。この点だけ明確にしておいていただきたい。

○服部最高裁判所説明員 お話の点は、結局さうな具体的事件の場合に

どういふ措置をとるのが最も妥当かといふことに帰するわけでございますが、ただいまお話のございましたような点につきましては、調停委員の選任に適切な人を得るといふことと、なおもう一つ、耕作の継続というような点につきましては、これは具体的な事件を個々に当りませんと、はたしてそういうことができるかどうかといふことは断言はできないのでございますけれども、民事調停法の第十二条に、調停のために必要があると認める場合には、当事者の申立てによつて適当な調停前の措置をすることができるといふ規定がございます。具体的に、さういふ場合にこの規定を働かすと申しますか、適用することが法律上できるかどうか、あるいは事実上適用することが適當かどうかといふような点につきましては、いろいろ問題がございまいし、具体的な事件によつてそれ／＼事情が違ふわけでございますから、一概には申せませんけれども、これらの規定の適切な運用といふことも考えられるかと存じます。ただ何分にも御質問がございました点は、具体的事件といふことを離れて考えることはどうしてもできませんので、結局は具体的な事件を処理いたします裁判官あるいは調停委員会なりの適切な判断によつて決して行くほかはないと存じます。

○松浦委員長 これにて農地法案及び農地法施行法案に対する質疑は一応終局いたしましたと思いますが、御異議ありませんか。

○松浦委員長 御異議ないようでありますから、さよう決します。

暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

耕土培養法案（坂田英一君名二十三名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月十九日印刷

昭和二十七年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所